

PatrolClarice 使用許諾契約書

本契約書は、株式会社コムスクエア（以下「当社」という）が提供する、サーバ及びネットワークを監視しかつ管理する機能を保有するアプリケーション・プログラム（これに関連するマニュアルを含む。以下同じ）（以下「PatrolClarice」という）の使用条件を定めるものです。

PatrolClarice には、製品版と試用版の2種類が存在し、使用条件が異なります。

本契約は、お客様が本契約の内容に同意したと認められるべき事実のあったとき（インストール画面上の所定の箇所に「Y」と入力してリターンキーを押したとき）に成立し、その効力が発生します。お客様が本契約の内容に同意しない場合には、PatrolClarice のインストールを直ちに中止して下さい。

PatrolClarice の製品版のインストールは、当社が推奨するサーバに限り、これを行うことができます。又、PatrolClarice の製品版をインストールしたサーバは、PatrolClarice の製品版の専用機として使用して下さい。これに違反した場合には、当社の提供するサービスの全部又は一部を利用できないことがあります。

（権利の帰属）

第1条 PatrolClarice は、当社が一切の権利を専有しているプログラム（当社が別に作成したマニュアルを含む。以下同じ）と他の正当な権利者が一切の権利を専有しているか又は頒布しているプログラム（これに関連する契約書のファイルを含む。以下同じ）の集合物であり、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律によって保護されています。

2. PatrolClarice の複製物及びシステム CD（PatrolClarice の製品版を記録した媒体いう。以下同じ）の所有権も、当社に留保されています。

3. 利用者（本契約の内容に同意したお客様をいう。以下同じ）は、当社が一切の権利を専有しているプログラム及びシステム CD に関しては、単にこれを使用する権利を付与されたにすぎず、本契約書に定めるところ以外に、默示的にも、当該プログラム等に関するいかなる権利も付与されていません。

4. 他の正当な権利者が一切の権利を専有しているか又は頒布しているプログラムの使用にあたっては、当該権利者の定める使用条件を遵守して下さい。

（許諾条件）

第2条 当社は、利用者が本契約書の規定を遵守する限り、利用者に対し、日本国内において、非独占的に、PatrolClarice の製品版又は試用版を使用することを許諾します。

2. PatrolClarice の製品版又は試用版の使用目的は、次の各号に定めるところに限り、

(1) PatrolClarice の製品版

イ. 利用者自身の社内業務を処理するため

ロ. 利用者自身の顧客に対して利用者自身のサービスを提供する一環として導入するため

(2) PatrolClarice の試用版

PatrolClarice の性能を評価するため

3. PatrolClarice の製品版及び試用版の使用期間は、次の各号に定めるところによります。

(1) PatrolClarice の製品版

(イ) PatrolClarice の使用期間は、利用者が本契約書の規定を遵守する限り、ライセンス・キー（第3条参照）の有効期間と同一です。但し、利用者は、当該期間の満了前に、新たなライセンス・キーを取得することにより、同一条件で PatrolClarice の使用を継続することができます。その後も同様です。

(ロ) 前(イ)の規定は、利用者が当社の代理店とのリース契約に基づき PatrolClarice を取得して使用する場合には、適用されません。この場合において、PatrolClarice の使用期間は、当該リース契約で定める期間とします。

(2) PatrolClarice の試用版

PatrolClarice の試用版の使用期間は、当社のホームページ上で定めるところによります。

4. 前項の使用期間の満了後又は本契約終了後における PatrolClarice の製品版又は試用版の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

(1) PatrolClarice の製品版

利用者の責任と費用負担においてシステム CD を当社又は当社の代理店に返還するとともに、インストールした PatrolClarice をサーバから完全に消去して下さい。

(2) PatrolClarice の試用版

インストールした PatrolClarice の試用版をサーバから完全に消去して下さい。

5. 前4項までの規定に定めるところによるほか、PatrolClarice の製品版の使用にあたっては、当社が別に作成したマニュアルで定める使用条件を、PatrolClarice の試用版の使用にあたっては、当社のホームページ上で定める使用条件を併せて遵守して下さい。

(ライセンス証書)

第3条 PatrolClarice を使用するには、当社が発行するライセンス・キーを取得することが必要です。

2. 当社は、ライセンス証書（ライセンス・キー及びその有効期間を記載した書面をいう。以下同じ）を交付する方法により、ライセンス・キーを発行します。

3. 前項のライセンス証書の交付は、別途有償です。詳細については、当社又は当社の代理店までお問い合わせ下さい。但し、利用者が当社の代理店とのリース契約に基づき PatrolClarice の製品版を取得して使用する場合には、この限りではありません。

4. 前3項の規定は、PatrolClarice の試用版については、適用しません。

(禁止行為)

第4条 利用者は、PatrolClarice、又はPatrolClarice の中で当社が一切の権利を専有しているプログラムに関しては、次に掲げる行為をしてはなりません。

(1) 商標権表示、著作権表示若しくはその他注意文言又は専有権に基づく制限事項を抹消する行為。

(2) PatrolClarice のベンチマーク・テストの結果を第三者に開示する行為。

(3) 有償若しくは無償を問わず、第三者に対し、当社が一切の権利を専有しているプログラムを再使用許諾し、貸与し、配布し又は譲渡する行為。

(4) 当社が一切の権利を専有しているプログラムを複製し、又はこれを変更し、改変し、修正し、翻訳する行為。

(5) 当社が一切の権利を専有しているプログラムを利用者又は第三者の製品に組み込むことにより新たな製品を制作する行為。

(6) 当社が一切の権利を専有しているプログラムのリバース・エンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル若しくは解析を自ら行い、又は第三者に対しこれらを行わせる行為。

(7) PatrolClarice を犯罪行為その他法令に違反する行為に利用する行為。

(利用者の権利)

第5条 PatrolClarice の製品版の利用者は、本契約書等に定める条件で、PatrolClarice の製品版を使用することができるほか、当社が提供するリビジョンアップ版の提供を受けること及び当社に対する問合せを行うことができます。

2. リビジョンアップ版の提供の要領は、次の各号に定めるところによります。

(1) リビジョンアップ版の提供は、PatrolClarice の機能向上を図るほか、PatrolClarice に発見された不具合を修正することを目的としています。

(2) リビジョンアップ版の提供は、必要に応じて、当社が任意で行います。したがって、当社は、OS の

バージョンアップなどにより PatrolClarice のリビジョンアップが必要となる場合であっても、直ちに、これに対応する義務を負うものではありません。

- (3) リビジョンアップ版は、当社のホームページ上で、又は当社が別に定める方法で提供されます。なお、当社は、利用者に対し、リビジョンアップ版を制作した都度、その旨の各別の通知を行う義務を負うものではありません。
- (4) 利用者は、当社のホームページにアクセスし、PatrolClarice のリビジョンアップ版をダウンロードすることにより、又は当社が別に定める方法により、PatrolClarice のリビジョンアップをすることができます。

3. 問合せへの対応の要領は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 利用者は、PatrolClarice に関する問合せを行うことができます。なお、問合せを行う場合には、顧客番号（ライセンス証書に記載されたライセンス・キーをいう。以下同じ）を併せて通知して下さい。顧客番号の通知がないときは、問合せに対応できない場合があります。
- (2) 利用者が問い合わせることができる内容は、PatrolClarice が保有する機能及び PatrolClarice の使用方法に限りです。
- (3) PatrolClarice に関する問合せの受付時間及び方法は、以下のとおりです。
 - イ. 受付時間 月曜日から金曜日の午前 10 時から午後 6 時までです。
但し、年末年始、国民の祝日及び別に当社が指定した日を除きます。
 - ロ. 方法 当社の指定する公式サイト上の問合せ FORM をご利用下さい。
- (4) 当社は、PatrolClarice に関する問合せに対して、一定時間内の回答又は対応を保証することまでは致しかねます。

(品質保証)

第 6 条 当社は、利用者に対し、PatrolClarice を現状のままで提供し、かつその使用を許諾するものであって、明示又は黙示の如何を問わず、PatrolClarice の商品性、PatrolClarice の特定目的への適合性、PatrolClarice がいかなる作動環境でも正常に作動すること、PatrolClarice の作動が中断しないこと、プログラミング上の誤りが皆無であること、及びプログラミング上の誤りが完全に是正されること並びに第三者の知的財産権を侵害していないことなど、PatrolClarice についていかなる保証もするものではありません。

(責任)

- 第 7 条 利用者が PatrolClarice に関して当社に救済を求めるすべての場合において、当社の損害賠償責任は、請求原因の如何を問わず、利用者に現実に発生した通常かつ直接の損害に対する金銭賠償に限られます。
2. 当社は、請求原因の如何を問わず、いかなる場合であっても、結果的損害、逸失利益、特別の事情から生じた損害、間接的損害（第三者からの損害賠償請求に基づく利用者の損害を含む）、付随義務違反から生じた損害、拡大損害（データ、コンピュータ・プログラム等無体物の変更又は消滅など）、理由の如何を問わず PatrolClarice の使用不能から生じた損害、PatrolClarice の試用版の利用者に生じた一切の損害、他の正当な権利者が一切の権利を専有しているか又は頒布しているプログラムから生じた損害及び非財産的損害について、たとえ利用者又は第三者から当該損害発生の可能性について知らされていたときであっても、利用者及び第三者が被ったこれらの損害に対し、一切の責任を負いません。
 3. 利用者が当社に請求することができる賠償金額の総額は、請求原因の如何を問わず、いかなる場合であっても、ライセンス証書取得の対価として支払った額を限度とします。但し、複数回支払をしている場合であっても直近 1 回分の支払額を限度とします。
 4. 前項の規定にかかわらず、利用者が当社の代理店とのリース契約に基づき PatrolClarice の製品版を

取得して使用する場合には、当該リース契約における直近1年分のリース料の額をもって、当該利用者が当社に請求することができる賠償金額の総額とします。

(解除)

第8条 利用者が本契約に違反する行為をし、又は信頼関係を破壊し、若しくは背信的行為をした場合には、当社は、催告することなく、直ちに本契約を解除することがあります。なお、本契約が解除された場合であっても、解除の効力は、これを既往に及ぼさないものとします。

(分離規定)

第9条 本契約の一部が無効又は執行不能とされた場合であっても、他の条項は、なお、有効に存続するものとします。

(注文書等に記載された条件の効力)

第10条 利用者からの注文書等に印刷された取引条件は、本契約書の内容を変更し、又は本契約書の内容に当該取引条件を追加する効力を有するものではないものとします。

(輸出規制)

第11条 **PatrolClarice** 中の各ソフトウェアに関する輸出規制等との関連において、**PatrolClarice** の使用ができなくなることがあります。

2. 利用者は、**PatrolClarice** を日本国外へ輸出しようとする場合には、当社及び正当な権利者の事前の書面による承諾を得ることのほか、外国為替及び外国貿易管理法、外国為替管理令、輸出貿易管理令その他これらに関する省令並びに関係国の法律、規則等を遵守し、必要があれば日本国政府の輸出許可及び関係国政府の再輸出許可を取得しなければなりません。

(準拠法と紛争解決方法及び管轄裁判所)

第12条 本契約の成立、効力、解釈及び履行は、日本法に準拠します。

2. 本契約に関して協議をもってしても解決することができない紛争が生じた場合には、訴訟手続きに付してこれを解決するものとし、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。